

公開草案に対するコメントの公表

コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告公開草案第1号「新株予約権及び新株予約権付社債に関する会計処理（案）」（平成14年1月31日公表）

2. コメント募集期間

- 平成14年1月31日～平成14年2月28日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告第1号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成14年3月29日公表）

4. コメント提出者一覧

[ 団体等 ]

	団体名
CL1	社団法人 経済団体連合会
CL2	全国銀行協会
CL3	株式会社 東京証券取引所
CL4	日本公認会計士協会
CL5	日本証券業協会
CL6	社団法人 日本民営鉄道協会

[ 個人（敬称略） ]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL7	佐藤 真良	公認会計士
CL8	富田 博史	公認会計士
CL9	中村 慎二	弁護士
CL10	前田 武和	公認会計士
CL11	横山 明	公認会計士
CL12	氏名未記入	

## 5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の内容とコメントの概要	コメントへの対応
<p><b>論点1：新株予約権の発行は資本取引か？</b></p> <p><b>コメント：</b></p> <p>新株予約権の発行は、資本取引であり資本準備金に計上すべきである。負債として計上する場合には、権利行使が行われなるときには利益へ振替えることとなるため、資本取引と損益取引を曖昧にすることになり、ミスリードする虞がある。</p>	<p>現行の会計基準では、新株予約権の会計処理を権利行使の有無が判明した時点で行うことを前提としており、その時点以前においては未決算勘定として負債に計上される。実務対応報告は、現行の会計基準の枠組みを前提に実務上の取扱いを示すものであり、新株予約権の発行を資本取引とする会計処理は採用しない。</p>
<p><b>論点2：発行者は、新株予約権をどのように認識・測定すべきか？</b></p> <p><b>コメント：</b></p> <p>行使価格が発行時の時価を下回っている場合には、新株予約権を時価で測定すべきである。</p> <p>行使価格の現価（時価）が時価（発行時の株価）より低い場合にあっては、時価をもって貸借対照表価格とし、差額は費用認識すべきである。</p>	<p>現行の会計基準の枠組みを前提として、当面の会計処理を明らかにする実務対応報告としては、新株予約権を時価で測定する会計処理は採用しない。</p> <p>未決算勘定に計上された新株予約権が時価評価の対象とはなりえないことは明らかであると考えられるが、それが仮勘定で処理されるべきことは明示している。</p>

<p><b>論点3：取得者は、新株予約権をどのように認識・測定すべきか？</b></p> <p><b>コメント：</b></p> <p>新株予約権の行使に伴って取得される株式を権利行使時の時価で評価し、新株予約権行使益を認識すべきである。</p> <p>新株予約権証券の取得後における評価の問題として、金融資産としての性格及び評価基準を明確にすべきである。</p> <p>権利行使期限が到来した場合の会計処理を明示すべきである。</p>	<p>新株予約権は、有価証券に該当するのでそれ自体「デリバティブ」として取扱われるものではないが、株式のコール・オプションとしての性格を有するため、有価証券としての保有目的区分に応じた分類をおこないその時価の評価方法は、デリバティブ取引の評価方法に準じて行うものとした。これにより、取得者側の会計処理を明示した。</p> <p>有価証券として計上された新株予約権は、減損処理の対象となり、権利行使期限までに行使されずに消滅した場合には、減損処理後の残高があればそれを損失として処理するものとした。</p>
<p><b>論点4：新株予約権の消滅処理は、どのように行うべきか？</b></p> <p><b>コメント：</b></p> <p>権利行使期限前における新株予約権の強制消却に係る会計処理を明示すべきである。</p>	<p>新株予約権の消却手続きは、商法において明示されており、その会計処理は特定されうると考えられるので独立の論点として取り上げていないが、新株予約権の消却に係る会計処理を明示した。</p>

**論点5：代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債の発行側の会計処理に一括法を認めるべきか？**

**コメント：**

代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債の性格は、転換社債とは異なると理解されるので、代用払込が認められる新株予約権付社債と異なる会計処理を適用する根拠に乏しい。よって、区分法により会計処理すべきである。

代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債が従来の転換社債と同一であると考えられるためには、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在しえないことが必要であることから、両者が同一であると考えられるための2条件を明示した。代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債で従来の転換社債と経済的実質が同一であると考えられるものについては、一括法を認めることとした。

**論点6：ストック・オプションとして無償で付与された新株予約権を時価で評価し、費用認識すべきか？**

**コメント：**

無償の取引は、明確な反対根拠が無い限り公正な時価で評価すべきであることは公準であり、時価評価し、費用認識すべきことを明示すべきである。

行使価格が発行時の時価を下回っている場合には、ストック・オプションを時価で測定すべきである。

現行の会計基準の枠組みを前提として、当面の会計処理を明らかにする実務対応報告としては、新株予約権を時価で測定し、費用認識する会計処理は採用しない。

<p><b>論点7：平成14年4月1日以前の決議に基づき4月1日以降に発行される転換社債及び新株引受権附社債の取扱いは？</b></p> <p><b>コメント：</b> 平成14年4月1日以前の決議に基づき4月1日以降に発行される転換社債及び新株引受権附社債の取扱いを明示すべきである。</p>	<p>平成13年11月改正商法附則第7条を引用し、平成14年4月1日以前の決議に基づき4月1日以降に発行される転換社債及び新株引受権附社債の取扱いを明示した。</p>
<p><b>論点8：ストック・オプションとして無償で発行された新株予約権の開示は？</b></p> <p><b>コメント：</b> 新株予約権が無償で発行された場合にはオフバランスとなるので、注記等で開示すべきである。</p>	<p>ストック・オプションとして無償で発行された新株予約権の開示は、財務諸表規則等の開示ルールで行われるので、実務対応報告では取扱わない。</p>